

どがとなえているのは、まったくロールズと違って、リバータリアンの（自由至上主義的）な権利論に立っている。ここでは立ち入ることはできないが、権利とか、社会連帯とかいっても、それが何を意味しているのか、明確にされていない。どんな意味でそれが語られているのかを明らかにしなければ、社会保障制度の倫理学的基礎は曖昧なままに残されざるを得ないと思う。

私は社会保障制度を支える権利とか社会連帯の考え方は、社会契約説的な考え方でなければならないと思っている。功利主義は、社会全体の福祉を謳い、一見もっともらしく見えるけれども、しかしそれは一部の個々人にマイナスの福祉が生じ

ても、全体が大きくなればよいという考え方である。

以上で資料として言及したのは、社会保障制度審議会の勧告と、経済計画である。その他の資料は社会保障制度の個々の事業分野にかかわるものであって、個別の議論にとっては非常に重要なものであるが、それらが述べていることは結局、「公平性」と「効率性」という観点から制度の改革を論じているものであるということが出来る。

以上で、第一段のサーベイを終えたことにして、個別に報告者と議論をしたいと思うので、よろしくお願いをしたい。

討 論

塩野谷（司会） 幸いに聴衆の皆さんから、報告者に対するたくさんの質問をいただきましたので、それらを取り入れながら質問をしていきたい。

まず貝塚さんの国民負担の議論は、いろいろな問題がこの概念には含まれているけれども、政治的な判断の基礎として有用であろうと述べておられる。この概念をめぐっては、社会保障給付時における自己負担を準公的な負担として考えるべきだという人もいる。それから、私的に市場において福祉サービスを買う場合、あるいは家庭内で家族による介護サービスが行われる場合、負担がなされているし、あるいはリスクへの備えというならば、貯蓄も負担の一部ではないかという議論もある。

先ほどの図でいうと、リスクに備えるというニーズに対して、必ずしも公的なチャンネルだけで財サービスを調達し、そのために公的な保険とか、税金を用意する必要はなくて、私的な形で同じようなニーズに対応しているものがあるのではないか。そういう意味で、国民負担は非常に曖昧な概念であり、物事の一面だけをつかんでいるという

議論がある。そういう意味で、この概念が不明確であることは避けられないが、なおそのうえで、どんなふうに議論を進めていったらいいのか。そのことを考えるために、以下でいくつかの質問をさせていただく。

貝塚さんは、サービスの性質によって、税か社会保険かという区別が問題になるというふうに書いておられる。つまりどんなサービス向ければ税は適切であるか、あるいは社会保険はどんなものに向ければ適切であるのかという、区別があるように述べておられるが、これは学問上の選択、区別の問題であるよりも、政策的な選択問題ではないか。たとえば、介護という同じ一つのサービスを取っても、ドイツではこれを社会保険でやるが、スウェーデンでは税金でやっている。あるいは医療についていえば、イギリスは国営で全部税金でやっているが、日本は社会保険でやっている。税か社会保険かの区別は政策的な選択の問題であって、はたしてサービスの性質に応じて、税か保険かという区別ができるのかどうか、お尋ねしたい。

それから2番目に、よくいわれることは、社会保障の場合には、給付と負担のリンクが税金の場合よりあるということである。たとえば、わが国で介護が議論される場合に、保険でやれば個人にとって給付と負担との関係がリンクしやすい、わかりやすい、だから政治的にも通りやすいという議論があるけれど、貝塚さんの博士論文を私は昔読んだことがあるが、公共経済学の研究において、財政支出を利益説で解釈するというものであった。租税によって公共支出をする場合、応能説では、負担能力のある者から税金を取ってくるので、便益とは何の関係もない。これに対して、公共経済学の新しい接近は、公共財の提供を個人の利益によって評価できるものと見なした。この立場に立てば、税金の場合でさえ、負担と給付とはリンクしているはずだから、保険と税金とを基本的に分けることは意味がないのではないかと思う。

むしろ、社会保障は、事実上世代間のトランスファになっているから、世代間負担という議論をどういうふうに国民負担の中で議論をしたらいいのかということをお示しいただければありがたいと思う。

3番目に、もう少し進んで、税金と保険が似ているのであるならば、両方を統合したらどうかという議論もある。そういう場合その両方の調整は、どういうふうに行われるのかということをお聞きしたい。広井さんは逆に累進税のような再分配政策と社会保障とを、峻別すべきだというふうにもおっしゃっておられるのだが、似ていながら統合するということは、どういうふうに行われるのかということをお聞きしたい。

次に、貝塚先生へのフロアからの質問を、三つ続けて申し上げたい。

第一に、「保険原理をどのようにお考えになっているか説明してください。現実の民間保険会社の経営の在り方を見る限り、必ずしも公平な保険料計算が行われていないように見えるケースが散見される」。

第二に、「社会保障負担と租税負担を同列に扱うことは、法的意味からも賛成です。しかし、問題は経済的意味であって、いろいろな種類の費用

が混在している。年金は単純な所得再分配であるが、医療や公共事業は直接に産業を支えているわけで、それらをまとめて国民負担率の概念は有用であるというとき、その限界や、国民経済に与える影響についてはどう考えるか」。

第三に、「保険料と租税負担の差異がなくなってきたという認識の下で、要望される社会保障の具体的制度改革は何であるか。統合の方向を考えるならば、どういうことをお考えか」。

貝塚 大変難しい問題ですが、すべてにお答えはもちろんできないのですが、塩野谷先生の後ろのほうからいくと、利益と租税負担との関係だが、これは元来は利益と負担は対応しているはずだというのが私の意見です。ただし、実際問題としては、それが現実的ではない。なぜならば、いろんなことに支出しているものを、あなたはこれだけ受益がありますよというのを、客観的に出すことは非常に難しいからです。一般会計といわれているものは、強い反対があつたけれど、消費税を導入してやっちゃったわけです。所得税もいろんな問題があるけれど、とにかく公平性ということが大事で、受益の部分は非常にはっきりしている部分と、はっきりしていない部分があり、はっきりしていないものは、実をいうと受益と租税は分かれてしまう。それで課税としては公平にやりますというのが、だいたいいまの一般会計の租税はそうです。

しかし、社会保険になると話はかなり違っているということはたしかである。いちばんわかりやすい例は、自衛隊にどのくらい支出すべきかなどということで、これはもともと支出すべきではないという意見もあるかもしれないが、あるいは警察の費用とか、霞が関の官庁街の費用とか、そういうものをなぜ負担するかというのが、いちばん基本的な租税の話であるけれども、社会保険とか社会保障の問題になると、それとはずいぶん違った話になる。

それから、保険ははっきり定義されていないといわれたが、民間保険というのがいちばん典型としてあつた。リスクをどういうふうにプールして、どういうふうに保険料を取るかというのがあって、

社会保険はビスマルクがそれを社会全体で均一にまとめて一応つくった。それが政治的に非常にやりやすかったという理由があるけれども、それを使ってやってきて、それがヨーロッパ大陸の主流をなした。日本も戦後の社会保障制度審議会は、それをやはり基本として採用した。保険原理というのが非常にはっきりあって、それが民間保険としてもともとあって、それを社会保険として拡張解釈して使ったという感じと思う。

ほかにもずいぶんいろいろご質問があったのですが、私は負担ができるかできないかということは一切議論していません。負担ができるかできないかという問題は、いちばんの典型例としてスウェーデン経済は本当にスウェーデンの社会保険を、社会保障を負担できたかということになると、それはどうやらできなかったらしいということである。これは非常に難しい話で、日本経済はどの程度上限があるかというのは、社会も違うが、スウェーデン経済というのは実験としては、実験という和社会保障の人に怒られるが、経済学者から見れば、これは失敗であった。

スウェーデンがゆきすぎたことはたぶん間違いない。アメリカは逆に小さすぎている部分がある。どうもそうらしいというところがある。

塩野谷 本間さんの話と関連する問題なのどうかと思いますが、国民負担としての課税と、保険料の関係についてどんなお考えをおもちでしょうか。

本間 ツール、政策手段として保険料と税金というのは、基本的には差がない。これは徴収される側からすれば、たとえば保険料というのは累進構造が所得税に比べて緩やかな構造になっている、あるいは逆進的になっている。それから課税ベースの話でいえば、所得税というのは資産も含めて包括的に課税するのに対して、保険料というのは賃金所得税の一変種という形になる。その意味においては、これは大きな差異はない。ただ、問題は使われ方において、どの程度の縛りがかけられるかということで、これが大きな違いになっている。保険料という形で、いわゆる社会保険という場合には、これは多くの場合、その直接的な受益と結び付いている。あるいは、ある特殊なステー

トにおける保険としての事後的な保障という観点での特徴をもっている。ですから、ダイレクトなベネフィットにリンクしているか、あるいはダイレクトなステートに対してリンクしているかという形で、保険の分野というものに対しての個人に帰属するという面では、いわばレーティブネスが非常に高いというのが、特徴であると思う。

ただ日本の場合でも、あるいは海外の場合でもそうだが、そこに単にステート、あるいは将来に対するマーケットがないことに対する、制度的な保障という問題と、それが起こったときに被る人々のミニマム以下に落ち込む点における保障の問題、これは所得分配の問題、あるいは人間の尊厳の維持の問題として、分配の問題がこれにコネクトしているという部分が非常に問題を整理するうえで、ややこしい形になってこざるを得ないということであって、年金の場合にも、これは基礎年金を導入をするという形で、一般財源からもち込んでくるというのは、このいわばナショナル・ミニマム的な発想というのが、ここに残っている。

ところがこの問題は、ヨーロッパの改革の方向を全部見てみると、これは特徴的には賦課方式から積立方式への性格を強めていこうという、このような問題の色彩があるわけで、その背景には先ほど申し上げたインセンティブ・COMPATIBILITYの問題もあるけれど、年金制度のカバレッジが相当広がって、実はその下以下の問題よりもむしろ、平均的な生活保障への性格を強めているということによる違いが、ここの賦課方式から積立方式に動いている特徴なのであろうという具合に思っている。

そのほかの問題、たとえば公共財的な問題については、基本的に税の問題として取り上げられていくわけだが、塩野谷先生のご質問の中での、料金というのをどうするかということが、国民負担率を考えるうえで、私も重要な問題であろうかと思っている。この公共料金の直接的な受益的な問題と、公共料金の多くの問題は、費用逓減になっていて、この費用逓減のところで、私企業でやるということになると、損失、ロスが発生する。い

わば共通費用をどういうようにみんなで負担をするのだという、こういうような部分が出てくるので、この共通部分のところには、租税をもち込みながら、個別の利益の集積に対しては料金という形で、仕分けをしているということで、個々の原因と利益というものは、それぞれにおいて性格が違うということで、それを組み合わせているというのが、現実の姿なのだろうと思う。

しかし、私が先ほど申し上げたように、政策論争をする場合には、そこの利益との張り付け方、手段の違いということを、究極的には個々のベースにまで還元をし、どの人がどのような利益と損害を受けるかということを、集合的に評価をしていくわけである。

私は若干、先ほどの塩野谷先生の総括に対して不満をもっている部分がある。功利主義というのはたしかにベンサム流であると足すわけだが、いま考えられている公共経済学は、特殊な状況にある人、たとえば低所得者の人と高所得者の人、あるいはハンディキャップを背負っている方々とそうでない人を、社会的価値観としてどういう具合にウエイト付けをしていくかということを、明示的に価値判断として分析の中に入れ込む形で、こういうような価値観を取った場合にはどういう帰結になるという、その特殊なケースが、実はロールズ流のマキシミンの原則であって、いちばん下の人々の状況を最大にしてやるようなフィジブルなセットの中から、いったいどういう政策変数のパラメーターを選択をするかという、こういうように話をつなげていくわけである。

その点では、経済的な保険料、税金の部分のところを分けるということは、その背後にあるお金の使われ方と、実は密接に関係をしているということである。

ただ問題は、社会保険料というのが、公共的な便益の総体としてのメジャーたり得るかという問題があって、そのことの結び付きは、そこの負担とベネフィットの構造の部分に関連すればするほど、直接的な指標にはなりにくい。そういうメジャーも非常に大雑把な指標にしかなり得ないということが、実際問題としてのメジャーの限界なの

であろうという具合に思っている。

塩野谷 ありがとうございます。

負担の問題に関連して広井さんに、保険原理をどういうふうに考えておられるかお聞きしたい。貝塚さんは社会保険と租税とは似ているといわれたが、あなたは両方を峻別せよといっているのもので、その意味についてうかがいたい。

広井 いまの点については最近、「社会保険と福祉の連続化」という論文を、『医療経済研究』という雑誌に載せました。つまり、明らかに社会保険、すなわち保険料と、税で賄う公的扶助あるいは福祉というものが、高齢化を背景に接近している、あるいは連続化しているという現象はあるのだと思う。

貝塚先生がいわれているように、リスクの分散というのが純粹に現れたのが民間保険だが、社会保険は多少変形されていても、基本はリスクの分散が社会保険の原理で、公的扶助、福祉というのは、所得移転ということになる。ところが高齢化を背景として、社会保険が、年金保険も、医療保険も、若年層から高齢者への所得移転としての性格を強めているということは明らかであって、それをもって連続化ということは、いえるのではないかと思う。

そうすると、統合していくのがいいのかというふうに聞こえるのだが、私はそうは考えていない。むしろ峻別を図っていくべきではないかと思っている。すなわち、日本の制度の特徴は、社会保険の網を広くかぶせたうえで、つまり一見リスクの分散的な制度にしたうえで、際限なくそこに所得移転、税の仕組みが入り込んで、区別がつかなくなっているわけである。老人保健制度というのは、その一つの例であるかと思う。そこで、そこはむしろ、税で賄う老人を中心とした制度と、保険原理をできるだけ徹底させた社会保険の部分というものを、峻別していくことがこれから必要ではないか。いずれにしても、高齢化で所得移転としての性格は強まるので、そういった意味では社会保障というのは、これから後者中心のものにならざるを得ないのではないかと思っている。

ただ、その場合に私としては、ドイツの例をか

なり精査する必要があるという感じがしている。ドイツというのは社会保険をいまなお維持している。その秘密というか、高齢化が進んでいるのに、なぜ社会保険でやっていけるのだろうかという疑問を、ずーっともっていたのだが、一つには国保のような仕組みがなくて、退職後もその企業で面倒を見るという、そういう違いがあるけれども、実はドイツの場合は、私はあまりよく知らないけれど、たとえば医療でいえば、病院がほとんど公立なので、そういった施設設備の面は基本的に公費で賄っている、あるいはヨーロッパの場合は日本と違って、生活保護、公的扶助がかなり保護率が高いということがあるので、そこらへんでかなり公費が流れているのではないかという感じもしている。

結局、社会保険原理でどこまで、これからの高齢化でもやっていけるのかというあたりが、かなり大きなポイントになるのではないかという感じがしていて、それを突き詰めていけば、ちょっとプレゼンテーションでも話させていただいたが、高齢者というのを、若人とは最終的に異質なものととらえるのか、すなわち保険原理が適用するのは困難なものとしてとらえるのか、保険原理の延長でとらえ得る存在なのかというところに、帰着するのではないかという感じがしているわけである。

塩野谷 ほかの方で発言を用意なさっておられますか。佐野先生どうぞ。

佐野 いまの保険料と租税の連続性の問題だが、たしかに個人のほうはそうかもしれないけれど、事業主のほうにとっては、租税と保険料ではずいぶん話が違ってくる。保険料であれば人を雇っている限りにおいてはかかる。それも一種の固定的な労務費というか、人件費としてかかる。ですから、もしここで保険料が上がっていくと、人を雇いたくないという、あるいは正社員でなくて、社会保険料を払わなくていい範囲で雇うという、そういう方向に進む。租税であれば利益にかかるから、そういうことには関係ないということになる。そういうことで、雇用問題にとっては大きな違いがあると思う。

塩野谷 では、本間さんの報告に移りたい。

社会保障と市場という対比は、区別すると三つのケースがあるように思う。第一は非常に壮大なケースだが、社会システムそのもので市場と計画とを分ける。つまり資本主義対社会主義というものである。アメリカとソ連を比較するのは、あまりにも条件が違うので、西ドイツと東ドイツとを比較すれば、その両方の実験例として適切であろうかと思う。つまり社会保障の原理を経済全体に拡張すれば、社会主義的なものになる。政府は全知全能のように見えても、それは失敗をするものであって、歴史的経験から見ると、政府の失敗の規模というのは、市場の失敗の規模よりも、比較にならないほど大きいように思う。こういうケースは本日の問題の文脈には現れてこないが、20世紀はそういうものによって支配されていた。

2番目には、社会保障と市場とを、一国の中で民間と政府との領域の区別という意味で考える問題であろうかと思う。明らかにこういう問題は、今日の社会保障の再構築に当たって、検討さるべき問題であろう。これは国民負担という、先ほどの問題と直接かかわるものである。

3番目に、もう一つ社会保障と市場という対比に当たって問題になるのは、対比というよりも、社会保障の領域において、市場的方法を使うというものである。社会保障の中に方法としての市場を取り入れる。こういうケースは、その財源が租税であれ、保険料であれ、いろいろな国で経験されているところである。市場という方法を入れるということは、競争原理を入れるということであって、医療とか介護の領域においてさまざまな形で組み合わせが可能になってくる。

その場合よく懸念されるのは、節度ある市場化とは何かということである。市場というのは、お金による投票であるから、金持ちがその世界を牛耳ることになる。そうなると社会保障の原理に反するのではないか、市場の暴力が社会保障の神聖な精神を踏みじめるのではないかという議論がある。そこで、社会保障のシステムの中に市場の方法を取り入れる場合にどんな原則があるのか、それは具体的ケースによって違うかもしれないが、

お聞きしたい。

もう一つ、制度の見直しということ、制度の経済学という言葉でいわれたが、われわれが大学の学生だったころ、経済政策の議論として非常に画期的であったのは、ティンバーゲンの理論であったように思う。従来の経済政策は、今日でも現実には行われているところが多いが、厚生省はこういう政策を行う、大蔵省はこういう政策を行うというふうに、各省別に、縦割りに政策手段があって、それぞれが適当な目的を追求している。政策論はそうではなくて、逆に目標を経済全体について設定して、それを達成するように、各省のもっている手段を変数として決定するべきであると考えて。そうすれば連立方程式を解くことによって、各省の政策手段、あるいは制度が内生変数として結果として決まることになる。そういう場合には、目標を適切に設定しておけば、答えはいわばロジカルに出てくるはずである。こういうことからいえば、社会保障制度の構築のやり方は、社会保障だけではなくて、経済全体の政策体系の中で、議論するべきだと思う。単にインセンティブ・コンパティビリティというところだけで、議論しないほうがいいのではないかと思う。

以上は私のコメントだが、フロアから大変多くの質問がある。本間先生と広井先生にあててだが、「システムの安定性の維持に関して、インセンティブ・コンパティビリティということをおっしゃったけれど、それと広井さんのおっしゃるダイナミック・システムとしてとらえる視点との関係をどうするのか」。インセンティブ・コンパティビリティというのは、静態の理論ではないかという質問である。

それから2番目に、「近代経済学の視点からすると、社会保障制度の必要性は市場の失敗によるものとして説明されるということであるが、その意味は、市場がもし失敗しなければ、社会保障制度はいらないということになるが、そういうことでいいのか」。社会保障によって所得分配の不平等を直すというのは、市場の失敗以外の範疇だろうと思うけれど、お答えいただければと思う。

それから3番目に、「NPOは政府の補完にと

どまるのでしょうか。それとも独自の存在理由があるのか」。

もう一つ最後に、「日本型NPOと現行公益法人の在り方について、はたしてアメリカ、ヨーロッパのようなNPO論が可能なのか」ということである。

本間 システムの問題におけるガバメントのエキスパティズムの低下というのは、市場経済がグローバル化し、価格がより伸縮的な経済になればなるほど、難しくなるというのは明らかである。たとえば、公共財の最適供給水準を決めるのは、社会主義経済のほうが効率的だと言われてきた。情報量から考えると、市場でやろうとすると、それを利用する人だけが、市場の情報を伝えて、受益説的にやらなければならない。それに対して、社会主義経済というのは、1個の公共財の数量をポンと国民に示して、その便益が経費を超えれば実施すれば良いとされてきた。非常に情報の効率性の問題として議論されてきたわけである。

ところが社会主義経済で現実に関わった問題は、一つの量をインフォメーションとして流しても、個別の人々の利益を国民から政府が吸収し、それを適切に計画の中にもち込むことがまったくできなかったことから、施行の面での非効率性の観点で大きな問題になって、これが市場化へ向けて、雪崩を打ったような形で崩壊したわけである。

この行政、政府のエキスパティズムの低下の問題がさまざまな形で問われているのが、現在の状況なのだろうと思う。私が先ほど強調したように、民と政府の間の関係というのが、現在のように情報があり、しかも価格形態が情報としてもあるという中では、政府がやろうとしたことを、すぐ民間がそれに対応して調整をするという、こういうようなことになって、いたちごっこ、ゲーム的な状況が、一般化し始めているわけで、その政策、制度の如何ではモラル・ハザードを起こす危険性すらある。その点で私は、この隙間の低さというものに対して、いったい公の部分はどういう形でコントロールしながら、全体をよくしていくかということが、問われているのだろうと思っている。

それから、市場化の活用をどういう具合

に考えるべきかということだが、これについても、たとえばフリードマン的に、所得租税で再分配政策を実施し、あとは市場で選択をしたらいいという考え方が一方ではある。これは基本的に公のマネジメントの能力というものに対しての批判から出てきている。そういう意味で、物による給付というものの、あるいは政府が直接的に給付することの弊害と、お金で再分配を政府が実施して、後は市場でやったときと、どちらが効率的かどうかという問題が問われているわけである。しかしながら、お金で全部やるということが、人間のプライドであるとか、制度あるいは資源配分に中立的な形で、再分配をしていくことが、技術的にも非常に難しいということで、セカンド・ベスト的な状況の中で、これを物とお金で組み合わせていくというのが、これが現代の資本主義国家で取られた形になるわけである。そういう点ではいまの状況というのは、市場がまだ成熟化していない状況における過渡期の現象としての性格も、一部にあったということはいえようかと思う。

しかしながら 20 世紀から 21 世紀にかけて、おそらく社会保障の分野というのは、相当市場化をしていく可能性があると思う。高度な福祉需要に対して、お金を払っていいという具合に考える人々が出てきたときに、いままではビジネスとして成立し得なかったセクターが、十分に育ち得る状況というものが出てきて、そして公がこれまでマンネリで供給してきた分野においても、よりエフィシエントなシステムを準備する可能性もある。その意味で絶対的な基準において市場化と、公共的な部分というものを張り付けることは、これは問題があるのだろうと思う。現実には公的な部分と、それから市場の部分のところ、どちらを活用したら、いまの状況に比べてベター・オフになるかどうかという観点から、グラジュアルに解かれていく問題であろう。

そのうえで市場化の限界、私もペーパーに書いたが、市場の限界には、広義の市場の失敗があるのだ、私的所有制度を前提にする限り、資源配分の観点から最善の状況を達成し得たとしても、それは分配上の意味において、限界があることは確

実だということを強調しているわけである。その点で市場の効率化、外延化が進めば、ダイレクトな再分配政策というものを、どういう形で従来よりも強化していくかということが必要になってくるわけで、市場の効率化、外延化と再分配政策の組み合わせというものを、適切に行っていく必要があるのだろうという具合に思っている。

それからもう一つは、塩野谷先生のほうからお話の出た、手段と目標という観点で考えるというのは、私は実はいちばん最初に申し上げたことであって、ティンバーゲンの定理というのは、目標と手段の数が一致していなければ、複数の経済目標があるときには達成できないわけだが、しかしそれがあったからといって、完全にいい状況が達成できるかという、必ずしもそうではないのだというのが、私が強調したかったことである。たとえば経済安定政策にも、あるいは所得分配にも、資源配分にも、影響を及ぼすような政策手段を使わざるを得ない状況は良くある。

そのとき、それぞれの目標に対するメリット・デメリットを考慮しながら、究極的に到達すべき状況というものを、ファースト・ベストの世界ではなくて、セカンド・ベストの世界の中で選ぶという非常に難しい問題に直面せざるをえない。これは、誰が、どういう影響を受け、利益がどのように相反して、それを価値判断として、どういう具合に社会的にコムプロマイズして、それをオーダリングしていくかということである。非常に難しいが、その複数の目標を統合した社会全体のウェルフェアであるとか、効用を規定せずに、政策というものを判断することはできないのだということを、私は強調したかったわけである。

もう一つの問題は、これは広井先生と貝塚先生の違いになるのだが、マンデルの「アサイメント(割合)」定理というのがある。縦割り型の中である与えられた政策が、各省庁にアサイン(割当られ)ている。例えば、厚生省は福祉の問題を追求をしていく。経済企画庁は経済安定、成長のところで政策手段を行使をしていく。あるいは労働省は労働のところで、限定された政策手段を使って雇用を重視していく。こういうような形でそれぞ

れがベクトルを自分の方法で引っ張ったときに、最終的な形で究極のセカンド・ベスト的な状況に導びけるかどうかということになると、必ずしも断定できない。その点でアサイメント、政策手段のアサイメントの問題と、目的の状況というものをどういう具合に考えていくかということは、政策論争をする場合に少なくとも頭の中では整理しておく必要があるということである。

そういうことを申し上げたうえで、私はシステムのインセンティブ・コンパティビリティというものを非常に強調した。これは基本的にいえば、現状の状況に比べて制度に参加し、そこにコミットをすることが、ベター・オフになるかどうかということを基準にしている。その意味では議論の出発点がステータスクォー（現在の状況）に依存をするという意味では静態的であるという批判は免れないかも知れない。しかし、それと同時に、社会がどのような究極的な目的関数を設定するかということになると、これはアローの不可能性定理が教えるとおり、みんなの合意を全部寄せ集めてきて、これを社会的に1本の価値体系にまとめ上げるとすることは、きわめて難しい。したがって、現在の状況の近傍にある限定された情報にもとづいて、政策あるいは制度の変更、現状に比較して全ての国民の厚生が改善する範囲内で実施するというアプローチが必要になってくるわけです。

最後にNPOの問題だが、私はNPOというのは政府の補完的機能だけでは駄目だと思っている。多元主義的な価値観で、政府が行い得ないようなものを、アドボカシーをすることにより、この指とまれという形で、国民のニーズを寄付であるとか、あるいはボランティアという形で引き寄せて、それがシステムの一角として、アクティブな役割を果たしていくということが、望ましいNPOの在り方であると思う。従属的な現行の日本の公益法人というものがいかに、たとえば阪神大震災でうまく機能しなかったという、一つの代表制をあげるだけでも、私は日本型のいまの公益法人制度というものは、根本的に直していく必要があると思っている。これは縦割り型の許可制度の中で、いまの行政の枠組みの中にNPOが押さえ込まれ

てしまっている。

いま与野党がこの点について、市民活動推進法というような形で取り組んでいる中で、公益というのは、価値判断によって、考え方によって、ずいぶん違うということを前提にしながら、市民活動推進団体が経理面での情報開示やその活動内容が社会的な利益に合致するという、社会的担保（エンドースメント）をちゃんと付けたうえで、自由な形でNPO法案というものを、どうしても短期間の間に実現をしていくことが必要だと思っている。それこそが、官・民・非営利のトロイカ態勢を確立することになり、トライボラ・システムとしての日本のシステムの安定性に寄与するであろうと確信をしているわけである。

塩野谷 ありがとうございます。

本間さんに対する質問と同じものが広井さんにきているので、この場でお答えいただきたい。

「広井さんはダイナミック・システムという視点を出されましたが、本間さんのインセンティブ・コンパティビリティというものについては、どんなふうにお考えでしょうか」ということです。

広井 私はこのインセンティブ・コンパティビリティについて十分な知識をもっていないので、あまりちゃんとした答えはできないが、いま本間先生のお話にもあったように、インセンティブ・コンパティビリティという考え方がスタティックというか、そういったものというよりむしろ、多分にダイナミックというか、経済との相互作用を重視するという、そういう要素をもっているかと思うので、そういう意味ではダイナミックなと考え方というのは、必ずしも矛盾するわけではないという印象を受けました。

ただ、私も片や今後の社会保障は公費中心の所得移転、ベーシックなものを中心にというような、わりとスタティックないい方をしつつ、ダイナミックあるいは福祉の経済効果という話をして、多少自分でもそのへんの整理ができてないなという印象をもったのだが、やはりそこは区別して考える必要があると思う。

究極的な社会保障の高齢化が進んだ姿としては所得移転、したがって公費中心のベーシックな、

あまり裁量的でないというか、そういう基盤を固めるような制度としつつ、同時に当面は、たとえば最近も議論があるかと思うが、旧来型の公共投資、ダムをつくったりするというよりは、育児サービスとか、介護とか、そういったほうが経済効果という意味でも、むしろ大きいのではないか。ケインズ政策的な意味での社会保障と福祉のとらえ方、そういったものはきちっと定量的な分析とかはやっていく必要があるのではないか。それがダイナミックなとらえ方の一つになるのではないかという感じがしている。

塩野谷 時間の関係で第三論文に移りたい。

私は佐野さんの論文の焦点を見出すのが大変難しかった。ソフトとか、インフォーマルとか、グラデーションといった言葉をちりばめておられるが、5、6回読んで、なるほどこれは面白いと悟りました。私の理解は報告者の意図とは違うかもしれませんが、ハイエクの言葉でいえば、スポンテニアス・オーダー（自生的秩序）を信じているらしいということである。つまり国家が上から何かを計画するとかということではなくて、政策はむしろ自然に起こっている市場、あるいは社会の傾向の後追いとして、いわば本質的な動向にフォローするものである。ソフトとか、インフォーマルとか、グラデュアルといった傾向を、そうした秩序の萌芽的な形だということになる。

これらのスポンテニアス・オーダーは自由な条件、つまり市場の下でのみ生ずるわけで、定年制とか男女平等法といった法律が拘束的に課せられても、実質的には無視される。活動が多様化し、流動化し、複雑化してくる変化の時代には、こういったインフォーマルなことが起こるのではないか。だから、一定の形態を取る前の萌芽状態として、あまりはつきりしないものが見えてきているのではないか。

そこで、お聞きすることができればと思うのだが、少子・高齢化や労働不足という条件の下で、いろいろな政策提言があるけれども、それはいまご指摘のようなソフト化とか、グラデーションの波に乗って有効になるのかどうかということである。お読みいただいた資料の中の政策提言は、本

質的動向あるいはスポンテニアス・オーダーの方向にあるのかどうか。公共政策対市場という対比と違って、佐野さんは市場を通じて何らかの方向が進化してくると論じておられるので、政策提案を批判する一つの面白い視点を出しておられると思う。そういう視点に照らして、社会保障そのものはどのような方向にいくのか、水晶玉で判断をお示しいただきたいと思う。

なお、フロアから二つ質問がきています。「社会保障は健康で文化的な最低生活を保障し、それ以上はオプションとすると佐野さんはおっしゃるけれども、いまや年金による従前所得保障とか、医療における最適医療保障のように、社会保障は最低生活とはいえないと思われる。社会保障のあるべき水準について、お考えをお聞かせいただきたい」というのが一つ。

次の質問は、「労働市場を流動化するためには、個々人の業績を評価する必要があり、自分のアカウントビリティ以外のことは評価されない。そうすると日本人の強みであるチームプレーの発揮は難しくなるのではないのでしょうか」というのです。

佐野 私のつたないペーパーを大変わかりやすく披露していただいて、ありがとうございます。ソフトで、インフォーマルで、グラデーションで、そういうのがちりばめてあるけれど、むしろいいたかったのは、これは成熟した社会の特徴であるということ。発展過程であれば強引にエンジンをかけて引っ張り上げる、あるいは押し出すというメカニズムが必要かもしれないけれど、いまは産業としてもサービス経済化し、ソフトサービス経済に入りつつあるわけで、成熟した社会においては、このような法制、いろいろな規制は、むしろマイナスという面が強いと思う。それが強いというよりも、過去のそういうものを引きずっていることがマイナスだと思う。だから、先を見越した政策をつくっていくということが重要だろうと思う。よくいわれることだけれど、個人とか、企業体の自発的な活動を助けるようなものが、もっとも有効だろうと思っている。

そこで、ご質問をいただいたわけだが、最低生活水準以上のところは、よそさまに面倒を見てい

ただ必要はないというふうに考えたいわけで、できるだけマーケットであるとか、あるいはボランティアというような、ボランティア・エコノミーとか、そういうようなところで賄っていくとか、それがうまく回っていくというのが理想である。

経済審議会の経済計画は一貫して規制緩和ということをいっているが、規制緩和という方向は、これからサポートすべき方向だと思う。ただ各論になると、規制緩和というよりも、規制強化ということになって、官庁で何かやろうとすると必ず法律が伴うので、規制が逆に強化されていくということに、危険を感じているところです。

もう一つの、労働市場の流動化というのは、これは公を中心にして流動化すべき問題である。ですけれど、これは日本の場合個といわれると弱い。いまアメリカの労働長官をやっているロバート・ライシュという人が、『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』というベストセラーを数年前に書いた。アメリカの産業は、いわゆる大量生産時代が黄金時代で、それが1950年代で、そのあとはだんだんと国際競争によって凋落していくわけです。その過程でもっと人材が、国際競争力のあるホワイトカラーに、というよりもゴールドカラーになっていかなければ、アメリカの労働者は地盤沈下するばかりだということはいっている。

アメリカはいまやそういうゴールドカラーの宝庫だと思う。それが全体の労働力に占める割合はまだ1割かそこらかもしれないけれど、それだけの人数がいる。昔ヤッピーといっていたような、国際的であり、情報を駆使するような、非常に付加価値の高い労働力だが、そういう労働力を増やしていかなければいけないというのが、ライシュの提言でした。

そのときに、その本の中で随所に、彼は国際的な視野をもっているから、日本のことにも触れていて、日本の企業などを紹介をしていた。特にゴールドカラーについては、21世紀は日本の時代ではないということをつまみ、日本ではゴールドカラーは育たないということはいっている。それはなぜかという、学校教育は集団主義的であ

るし、企業に入っても企業内の集団主義的な人材トレーニングによって、個性的なゴールドカラーは育たないといっている。

私もアメリカ的な見方をすれば、そうだろうなと思うけれど、さっきからいっているチームワークとか、組織とか、こういうものは日本の強みなのである。これは労働市場の流動化と、ある場合は相反するところがあるかもしれないが、流動化といっても会社が分社化していくとか、あるいはグループで動くとか、いろいろな流動化の時代なので、必ずしもそれは相反しない。そういう意味のスモール・グループとしてのチームは、これは日本だけではなくて、どこの国でも強みを発揮しているので、その両面から考えていきたいと思っている。

塩野谷 次に、佐々木さんの論文に移りたい。

佐々木さんは民主主義と市場経済との結び付き方について、過去との比較において現状を大変興味深くお話しいただきました。民主主義と市場経済、あるいは民主主義と資本主義とを並べると、私が思い出すのは、シュンペーターの『資本主義・社会主義・民主主義』という書物である。彼のいうところによれば、資本主義が非常な成功を遂げ、それが民主主義と結び付くと、社会福祉とか、医療とか、年金とか、失業対策とか、さまざまな社会的要求が出てきて、経済が政治化し、社会化する。これを彼は社会主義化、資本主義の崩壊と呼んだ。彼のいう社会主義はソビエトや中国のようなものを指しているのではなくて、資本主義の高度の段階のことを指している。経済の社会化はまさに実現したわけである。

資本主義の成功が、民主主義を通じて社会主義的傾向を生む場合の一つの核として彼が強調したのは、家族の崩壊でした。彼のいう家族というのは、まさに資本主義的企業家精神のよってきたるところであって、家門の名声のために、ロックフェラーであるとか、カーネギーであるとか、そういった一門の榮譽のために、アメリカン・ドリームを実現するというものであった。そういう家族的概念が崩壊することによって、イノベーションが弱まるという側面を強調したのである。

今日アメリカでよくいわれるのは家族の価値で、佐々木さんはその点はお触れにならなかったもので、それは体制的に見てどういう意味合いをもつのかということをお尋ねしたい。

次に、先ほどのような民主主義と資本主義との結合が、社会化だけをもたらすのではなくて、一定のところまでくると今度は反動的にリバータリアン(自由至上主義)のような思想を生み出してくる。アメリカでいえば共和党になったり民主党になったりという揺れがある。日本でも政治的な土壌として、コンサーバティブとリベラルというものの対立軸があって欲しいという議論があるけれども、日本でそういうことは可能なのか、あるいはそもそもリベラルとコンサーバティブとの揺れを、いったい何が左右するのか。先ほど佐々木さんは、最終的には大統領の政治的リーダーシップで決まるということをいわれたが、そうすることになると、結局は選ばれた大統領がどちらの党であるかということによって、しよつちゅう揺れるのか。それとも何か国民の中にもう少し核のようなものがあるのか。つまり、あまり論争の余地はないのかということをお尋ねできればと思う。豊かな社会における民主主義プラス資本主義の中で対立の余地というものはあるのか、ないのか。つくられた政治的アジェンダはあるだろうけれども、本当に政治経済体制の選択として、対立軸というものがあり得るのかどうかということである。

もう一つお聞きしたいのは、社会保障の充実を求める動きがいぜんとして日本にはあるが、同時に規制緩和の潮流も大きくあるはずで、社会保障の在り方と規制緩和との関係を政治の次元で考えると、どういうことになるのかを、ご示唆いただきたいということである。

それから、フロアからのご質問をご紹介します。

第一問は、「日本のように政権交代によっても、政策が少しも変化しない国において、政治の指導性を回復するための処方箋とは何であるか」。

第二問は、「年金、医療などに見られる世代間対立を解決するための政治的役割は何であるか。小選挙区制の採用、実施が、実際の福祉にどんな影響を与えると考えるか」。

第三問は、「スウェーデンの社会保障発展の過程においては、まず救済を必要とする階層に対して援助が行われ、これが非常に充実したため、中間層に問題が多かった時代——中間層にあまり恵みがなかったということでしょうか——があったが、今日の日本はそれに似た状態にある。今後の方向としてはたして中間層が良くなるのか。安心してよろしいのでしょうか」。

第四問は、「福祉政策のグローバルな展開の可能性についてのお考えをお聞かせください。できれば先進国と発展途上国の間で。ミュルダールは『福祉国家を超えて』という書物を書いたことがあるが、そういう問題のレバンスはいまあるのでしょうか」。

佐々木　たくさん塩野谷先生およびフロアの方々からご質問をいただいたが、何しろみんな難しい問題が多いので、ちょっと困っているのですが、まず最初に塩野谷先生からご提起いただいたことについて、あまり十分ではないと思うけれど、お答えをさせていただきたい。

家族の価値という問題は、特に先進工業国で一般的に非常に大きな問題になっていると思う。これは先ほど私が申しましたように、20世紀の文明というもののもったインパクトを、非常にはつきり受けたのがこの部分ではないかと思っている。アメリカの場合は、いろんなところでこの問題が出てきている。一つはコスト面で、家族が崩壊したために、いわば自主的な生活能力が落ちていつて、結局福祉に頼る。福祉が入ると、またそれに頼るという、悪循環に入ったというので、これはけしからんというか、伝統的家族を再建しなければいかん、それをやらない限り、一種のブラックホールにお金をつぎ込むようなことになるので、どうにもならないという、そういうレベルの問題から、麻薬とか犯罪の問題、最近ではそういうことで秩序が維持できなくなっていくという問題が出てきている。

つまり家族による社会的、教育的機能が、いわば失われたことによって、それがほかの人間に非常に大きなインパクトを及ぼすようになったということで、議論されているわけである。

話がちょっとずれるけれど、先進工業国はもう犯罪問題は終わったと思っていたのが、この数十年間だったと思うのだが、どうもそうじゃないのではないか。この犯罪問題という、つまり社会秩序にとってミニマムの問題が、また復活してきている。あまりありがたくなような格好で復活し始めているんじゃないか。これはヨーロッパもそうだけれど、私は非常に危惧の念をもっている。これが解決したから、今度は貧しい人に手を差し伸べてというふうに、話が進めばいいのだが、何かこれがひっくり返ってしまったようなところが、ちょっと出てきているので、日本はまだあまり関係ないかもしれないが、要注意じゃないかなと思っている。

それからコンサーバティブ、リベラルということについては、私もこの問題が定式化されて欲しいなと思っている一人だが、なかなか難しい。コンサーバティブ、リベラルという議論が起こるためには、何かの形でいろんな前提がないといけないのだが、実はわが国の場合、戦後はそもそも何だったのかということ考えたときに、あれはリベラルだったのか、コンサーバティブだったのか、そのうえ、いやしょせんビュロクラティックだったのではないかという、もう一つの軸が実はあるのじゃないか。だから、リベラル・ビュロクラティックという組み合わせも実はあるのじゃないか。これはセットであったのかもしれないという感じがするわけである。

これは塩野谷先生の第三の問題とまさにからむわけで、実はビュロクラシーの役割が非常に広範囲に及んでいたわけで、これは社会保障との関連で出てくるというビュロクラシーとはだいぶ異なって、生産活動やら、経済活動に深く入り込んでいるビュロクラシーである。どこでもそうだといえそうなのだが、日本の場合はむしろそこから話が始まったようなところがある。その意味ではまさに社会保障と規制緩和という問題は、ビュロクラシー内部の問題という面が非常に強くある。

実はこの問題の整理を政治的にできるかどうかというのが、いちばん重要なポイントになる。これができればコンサーバティブ、リベラルという

話も少しは存在感をもって出てくるかもしれないということだろうと思う。

私個人のイメージは、これは広井先生のイメージと近いのかどうか、先生のおっしゃることはなかなか難しいので、よくわからないけれど、ある意味ではあまりかかわり合わない領域をどんどんつくってもらいたいなと国民は思っていると思う。これは先生方がいわれた市場を活用するということも含めてだと思うけれど、その意味でいま象徴的なのが住専問題だと思う。あれにお金を回すくらいだったら、神戸にお金をとか、社会福祉にお金をとかというのは、一つの議論の立て方だと思うけれど、どうも見ていると、わが国の政府はああいうのを何とかしなければいかんと思っているし、できると思っているようだが、私のような素人から見ると、結局どうにもならないことを、どうにもならないようにしているようにしか見えない。

つまり、高齢化社会の問題とか、社会保障の問題というのは、ある意味でこれまでの日本のシステム全般を総ざらいする、非常にいい機会を提供する重要な切り口だと考えている。

高齢者が増えるということは、消費者が増えるということである、端的に申し上げると。そうすると金利問題もあるし、その前に物価問題もあるし、それから規制問題もあるし、いろんなことについて違う視点が当然出てくるのかなと思っている。単にもっと下さい下さいというだけのポリテイクスじゃないのだろうと思う。

何でもかんでも面倒を見ていくということは全員沈没という、悪くいえばそういうことになるわけである。ここを政治的にどういうふうに整理するのかというのが、先ほどおっしゃったコンサーバティブ、リベラルの問題にもからむし、社会保障の問題、規制緩和の問題はアイザー・オアの問題なのか、アンドの問題なのかということのとらえ方をすれば、アイザー・オアの面もあるかもしれないけれど、アンドの面もずいぶんあるのだと、私は思っている。

その意味で公共政策についての新しいコンビネーションを、実はわれわれは必要としているのだ

と思う。その中でこの社会福祉の問題は非常に重要な要素として入れていく。それは本間先生がちょっとおっしゃっていたような気がしたのだが、ニューナショナル・コントラクトみたいなものを、われわれは必要としているのだと思う。しかし残念ながら、これは先ほどのフロアからのご質問にもかかわるのだが、政治のほうは問題を整理するよりも、いかに問題がわからなくなるようにするかということに、どうも力を使っているようであって、ここにも犯人がいる、あそこにも犯人がいるということでやっているうちに、だんだん時間がたっていくという期待感があるのかなというふうに見ているわけである。

政治に何か具体的な政策を出すということをあまり求めるより、それは求めてもいいのだが、まず第一歩として何が問題であるかという、問題整理をしていただくことだと思う。そして、あとはこういう先生方がいろいろなことをインプットしていただければいいのだと思う。ただ、その問題整理能力というのが、日本の政治の場合非常に問題だと思う。それがない。整理能力がないものだから、結局問題をわからなくしようというのが、非常にはやる。そうするとディフュージョンしていったって、ますます問題がわからなくなっていく。そして、しばしばマスコミなんかもそれをいっしょになってやるものだから、ますますわからなくなっていく。全員責任論みたいな格好で、結局全員沈没型に限りなく近づいていってしまう。

だから、切り分け能力というものが政治には第一歩として必要であって、政策の方向性はこうだと示す能力が、次の段階として必要になってくるのではないかな。

その意味で、問題を整理して、こういう土俵の上で議論してくださいという、問題整理能力がまず第一歩で、それができると、たとえば先ほどお話があったように、世代間の問題があるよという、問題整理をすることで、どうしますかということになる。現状はそういうように、とにかく問題を整理するというのが、実は非常に貧しいと思う。

どうしてそうなのかというと、政治学の中で昔からいわれてきているけれど、やはり政治は行政

に依存している問題があると思う。ですから、行政が整理できない問題を、政治がこれはこういうふう整理しようとは、なかなか出せない。それよりは非常に細かな政策を、一生懸命勉強することにかかる。それで課長さんと呼んできて話を聞いて、なるほどなるほどという、こういうことになっていく。

だから私はこのごろ、政治家はあまり政策は勉強しないほうがいい、すればするほど深みにはまるかもしれない、といっている。はまらないかもしれないけれども、むしろそういう感じえする。そういう意味で、何か全体構造がおかしく回っているようなところがある。

そこで、おっしゃられるように政治の主導性というのは何かといわれれば、私は抽象的な意味で申し上げているのじゃないけれど、何よりもまず公共政策全体状況について問題を整理して、全体状況をこういうふうにとらえ、ここでこういうふうに切り分けて整理したいと思っているという意味が確立することが、実は第一歩として必要だろうと、私は思っている。

それから小選挙区制とか、いろんな問題がありましたが、中間層については、やはりアメリカで起こっていることは、やがて何年かの波長でもって日本にくるのではないかと、心配というか、そういう視線で私は見ている。

しかし同時に、グローバルな問題があるわけで、私が先ほどいったように、イメージ的にいうと、ナショナル・デモクラシーというレベルとローカル・デモクラシー、そして仮にインターナショナルというのをグローバル・デモクラシーとすると、この間で、何も社会福祉の問題だけを申し上げるわけではないが、いろんなネットワークがつくられていくのだと思う。あるいはつくっていかねばいけない。そして、これについてはここで引き受ける、これについてはここで引き受ける、これについてはここで引き受けるという形で、サイズとイシューとの組み合わせという問題が、構想されるべきだと思っている。そういう意味で、グローバルな問題についてはネーションのレベルで議論するのはもちろんだが、それと違うネット

ワーク、あるいはデモクラティック・ディスカッション、あるいはディスコースというふうにいってもいいかもしれないが、そういうものがやはり必要になってくると思う。

ですから、小選挙区制についてもいろいろ議論がされているけれど、それに立ち入ると政治学者は長広舌を振るいかねないので、ちょっとやめておきますが、ただ一つ申し上げたいことは、選挙制度を変えることになったことの効果だが、私はまず相当破壊的なことになると思っている。つまり、いまの議員さんのかなりの部分は、事実上落選に近い状態になると思う。もつといえば、政策を変えるのに同じ人間ではやっぱり駄目だということはあるのであって、ご自分のサバイバルのためにいろんなことをお考えになることは自由だが、別にその方にサバイバルしていただかなくても、わが国の政治はちゃんと動くという面もやはりあるのだと思う。どうもその意味で、政治の私物化の風潮がなお残っているのを、私は大変憂慮の念で見ているわけである。

広井先生の時間を取りすぎるといけないので、このへんでやめておきます。

塩野谷 それでは最後の広井さんの論文に移りたい。

大変大きな問題について、よくお話しいただいたので感銘いたしました。まず第一に、高齢化社会は、最初のほうで広井さんがいわれたことによれば、自然の営みあるいは自然の流れからはみ出た現象である。生命史の到達点ともおっしゃっておられる。これはどういうことかということ、本来あるべからざる状態を実現させているということである。いわば神が神秘のベールに包んでおいた人間の白紙の部分、人間が科学技術によって無理やりに実現させたわけである。昔は90歳まで生きるような人はいなかった。だから人間自身いまだかつてその頁を書いたことがない。われわれはいまそれをどうやって書くのか、人間自身知らない。人間が80歳とか90歳で何をするかということを、人類はこれまで経験によっても知らなかったのである。いったい広井さんはこの白紙の頁に人類はどんなものを書き得るとお考えでしょう

か。これはすばらしいものなのか、あまりに読むに堪えない頁になるのか、生命史の到達点というのはどういうことになるのか、お尋ねをしたい。

それから、人口の大きなカーブは、産業化の時代の特異現象であるとおっしゃったが、事実そのとおりだと思う。先ほど経済計画の中で高次の経済成熟の時代に入るという展望があったが、では、そのもう一つ前の高次ではない経済成熟の時代はどんなものであったか。最近慶応の西川俊作さんの選集論文集が出ました。厚い本だけれど、その題名は『日本経済の200年』という。われわれは100年かと思っていたら、彼らは200年といっている。数量経済史研究をさかのぼれる限りさかのぼろうということで、200年前に到達したということだが、江戸時代は一つの成熟した均衡状態であり、そこから脱却をして200年の経済発展の歴史が起こった。それは人口に端的に現れている。

それと同じような状態の出現を迎えようとしているとするならば、ヒントとして、江戸時代の成熟に匹敵するようなものが何かあるのではないかということで、お答えをお誘いしたい。

第二に、生物のほうからの知識として、利己性と倫理性とがパラレルに生まれてきたという説明があったけれど、これは仮説ではないかと思う。というのは、利己心から倫理性を説明するという方法が社会科学者のやっていることであって、人間を方法論的個人主義の立場から見て、社会のシステム、連帯あるいは共生のシステムをどういうふうにつくるかということを、合理的に説明しようとしているわけである。

それと同じように、利己性と倫理性のパラレリズムというのも、一つの仮説であって、本当に事実であるとか、真実であるとかということは、いえないのではないか。仮説の一つとしてそういうものは十分に議論することができる。

それから三番目に、主観主義対客観主義、静態対動態、非歴史性対歴史性、こういう二つのパラダイムをおっしゃったけれども、これはわかりやすい言葉でいえば、方法論的な個人主義を取っているパラダイムと、方法論的全体主義を取っている立場との違いではないかと思う。

新古典派経済学はもちろん前者の方法によって社会を理解しようとする。経済学の歴史の中にはそうでないものもある。典型的なものはドイツの歴史学派であって、シュモラーの経済学はそういう意味でホーリズムの立場に立ち、動態性、歴史性、客観主義というものの例になると思う。

つまり彼らは、個人の行動は社会の制度の中で形成されてくると考えるわけである。具体的にいえば、シュモラーの場合では、国民経済における社会組織として三つのものを区別している。家族、地域共同体（都市、村落、国家）、企業である。それぞれの組織はそれぞれ違った組織原理に基づいていて、家族の場合には同情とか、血縁とか、愛情というものを原理とする。地域共同体の場合には近隣関係とか、国家感情とか、法とか、強制とかを原理として使う。企業の場合の組織原理は利潤である。

そしてシュモラーは企業は別として、家族や地域共同体は、経済活動を必ずしも主たる目的として形成されたものではなくて、倫理性を含んだものとして展開されると考えている。

経済学の中でこういう倫理的なアプローチを取っているのは、歴史学派だけといってもいいかと思う。アダム・スミスにもそういう倫理的観念はあるが、彼の場合は市場経済の作動可能性を論証するために、共感を用いているにすぎないので、社会保険とか、社会保障といった共同体の倫理は、やはり広井さんのおっしゃる動的、歴史性という制度に重点を置く経済学の考え方によって実現されたのではないかと思う。

フロアからは、先ほどすでにお答えいただいた質問ですので、以上です。

広井 いずれもきわめて難しいご質問ですが、これはかなり抽象的なものになってしまうかと思うけれど、最初の高齢化社会の意味については、やはりどちらかというと負担論とか、場合によってはせちがらいとか、そういう議論が非常に多いと思う。そういう中で、もう少し高齢化というものの、大袈裟に言えばその文明論的な意味とか、そういう議論があっているのではないか。環境問題などではかなりそういう視点の議論が出

ていると思うけれど、高齢化問題というと、どうも負担がどうでという議論だけに終わってしまうような面があるのではないか。そこで、そういった大きな視点からの議論も、もう少し活発になっていいのではないかという趣旨でお話をした。

どのような絵になっていくかというのは、私もまだまったく見えないのだけれど、切り口としては、遺伝子から自由に、あるいは生命の本来のロジックから自由になった存在ということで、高齢者あるいは老人というのをとらえられるのではないかというお話をしたわけだが、そういった意味からすれば、これまでにないような新しい文化的な創造とか、そういうようなものの可能性はあるのではないか。いまの段階では、そういったことしかわからないのだが、そういうようなポジティブな視点が必要ではないかという感じがしている。

しかし、そうはいっても、高齢期、老いというのは、そういうポジティブな面ばかりではないわけで、むしろこれまで老いとか、障害というのが、経済システムからいわば排除されてきたとか、若い健康な個人をベースにつくられた経済システムであったので、むしろそういった障害とか、老いというようなものを、何か内に包摂したとか、そういった経済社会の在り方みたいなものを考えていく必要があるのではないか。これもちょっと抽象的になってしまうけれど、そういうことを考えている。

それから、二番目の利己性と倫理性については、おっしゃるように絶対的なものというよりは、仮説というふうにとどめておいたほうがいいかと思う。というのは、生物学的な視点というのも一つの知見にすぎないので、絶対的なものではないわけだが、非常に私なんか思うのは、これまで私自身も個性性とか、個性から出発して、社会、共同体というものが形成されるという見方をずっともっていたのだが、それに対して最近の生物学的な知見によると、個性性というものがアプリアリな、一次的な生物としての存在ではなくて、遺伝子というものから出発して、個性性が形づくられ、そしてその特質をなすような、たとえば脳の発達

だとか、あるいは子育て期間の延長、それを通じた学習、あるいは言語の発達、そういうものがいずれも社会性の展開というものと、非常に平行に生まれているということであって、その中で遺伝子の利己性から離れた個体の利己性というものが形成されてくるわけである。そういう意味では、個体の利己性というのは、かなりハイレベルな機能というか、サケとか、そういう遺伝子に振り回されているようなレベルではない、他の生物にはないハイレベルの機能だという議論がなされるようになってきているわけで、そういった意味で、非常に新しい視点を提供してくれているのではないか。

それは社会保障の議論とどうつながるかという点、社会契約説的な社会保障の構成、すなわち個人があって、そこから社会契約説的なものとして社会保障をとらえるよりは、むしろ先ほどの自然、ないし遺伝子というものがベースにあって、その上に共同体、その上に個人というものが乗っかっているものであり、したがって社会保障というものが逆にベースにあるという点、つまり経済があって社会保障があるという考え方よりは、共同体というもののから個人が派生して、そこから市場が生まれて、そして失われた共同体的な機能を回復するようなものとして、社会保障というものが出てきたと思うわけで、社会保障が経済の上に乗っか

っているのではなくて、むしろベースにあるのだという、はたしてそういいきれんかどうかはまたいろいろ議論があると思うけれど、社会保障をどうとらえていくかということについての、新しい切り口を提供してくれるようなものになるのではないかという感じがしているわけである。

十分な答えになっていませんが、以上です。

塩野谷 最初に期待したような講師相互の討論は、必ずしも十分な時間を取って行うことはできませんでした。また、先生方には役目上大変失礼な質問をいたしましたことを、お許しいただきたいと思います。さらに、長時間熱心にお話を聞かれた聴衆の皆さんに、心からお礼を申し上げます。いろいろな層から、学界、官庁、研究所、社会保障関係の団体等からご参加いただきましたが、来ておられないのは政治家でありましょう。先ほどの話のように、あまり深入りなならないほうがいいということであれば、それもよかったのかもしれません。

私どもは社会保障に関しての客観的な研究を進めると同時に、問題の所在を整理して世の中に示すということを使命と考えておりますので、皆さんの一層のご支援、ご理解をいただきたいと思います。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）